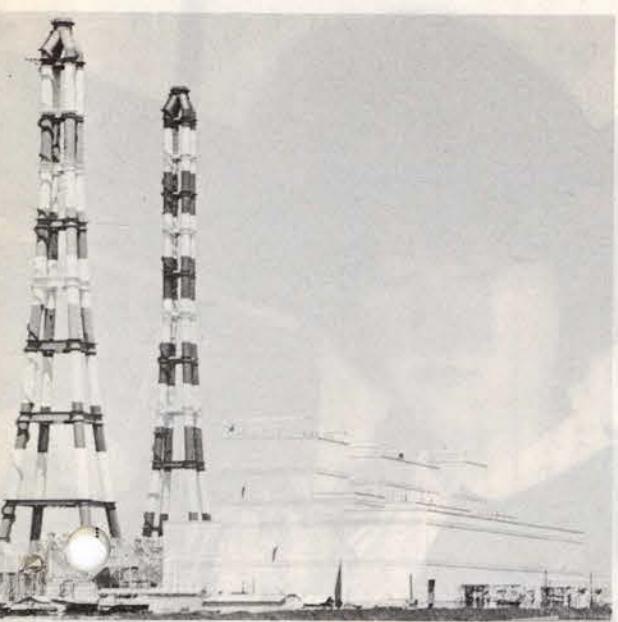


電源特別委に市長が表明 留萌火發は石炭専焼を軸に

設置には経済性・公害面を十分に考慮

さる四月二十四日に開会された第二回市議会臨時会のあと、**留萌市電源開発調査特別委員会**（野原忠治委員長）の要請によつて、原田市長は火力発電所の立地についての所信を表明しました。

表明の内容については、先に市民参加として構成され調査を終えた電源立地可能性調査協議会からの答申を基に、情勢分析、可能性の調査等について検討を進めるとともに所見を明らかにしました。では、その内容についてお知らせしましょう。



(写真は紙面構成上使用したもので本文と直接関係はありません)

留萌港の特性を生かした設置を

私が、さる四十九年八月に北電を訪れ、本市が火力発電所の立地に適しているか調査を依頼した当時から、今日では経済社会は資源エネルギーを中心に大きく変ってきた。

電力需要もこうした状況を反映して節電意識の浸透など、これも大きな変化が見えはじめているのです。

道内においては、年ごとに増える電力需要に対し、その安定供給を図るために、それらの需要に対応する設備を整備しなければなりません。

特に、発電所の建設には、完成までに七十年の年月を必要とするため、開発計画、産業経済

と需要予測に基づいて計画的に進められています。

留萌市の場合、道北・道央の

なります。

このようない背景をもとに、留萌港の具体的利用として、石炭を燃

すように小平、羽幌町には、まだ

相当量の採炭可能量が確認されており、再開発が真剣に検討されています。

このことは昭和五十年九月、電

源立地可能性調査協議会の発足を

し、留萌方式という新方式で気象、

地象、海象の三部門にわたって、

専門的に研究調査に参加していた

だき、さる五十四年十二月に「立

地は可能である」との答申をいた

だき、これらの推進に努めること

となりました。

いずれにしても、石炭火力発電

所を設置する場合、周辺の環境保

全には、十分な排煙制御が必要で

あり、自動監視装置の導入などに

見ても、国の環境基準や大気汚染

防止法から見ても基準以下であります。

留萌の場合は、石炭火力の立地に

は将来的に、大きな変化がないと

すれば、現在の規準の中で可能で

あることが考えられる訳です。

留萌の場合は、石炭火力の立地に

は将来的に、大きな変化がないと

すれば、現在の規準の中で可能で

あることが考えられる訳です。